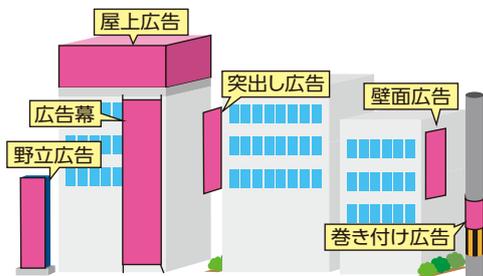


屋外広告物のルールを守り 美しいまちを!!

屋外広告物とは?

- ★常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ★屋外で表示されるもの
- ★公衆に表示されるもの
- ★看板、立看板、はり紙及びはり札ならびに広告塔、
広告板、建物、その他の工作物等に掲出・表示された
ものまたこれらに類するもの

みなさんが普段目にして
いる看板やポスター、のぼり
旗など屋外に表示されている
ものです。商業広告物だけで
なく非営利的なものであつても、
表示内容にかかわらず、
「屋外広告物」になります。



屋外広告物は、 まちなみづくりの一環です!

屋外広告物は、私たちにさまざまな情報
を伝え、街に活気を与えるものです。しかし、
広告物が無秩序に表示されると、まちな
みや自然景観を損
ねてしまいます。
また、管理がおろ
そかになると広告
物の落下などによ
る事故が起こる可
能性もあります。

ルールを守つ
て、美しく安全な
沖縄のまちなみを
つくりましょう。



屋外広告物のルール ①

原則として許可が必要です

表示面積が10㎡以下(禁止地域では5㎡以下)の
自家用広告物は、許可不要

- 広告物の種類や地域に応じて、面積や高さなどの制限があります。
- 広告物を表示できない禁止地域や禁止物件があります。



屋外広告物のルール ②

屋外広告業を営むためには 沖縄県に登録が必要です

屋外広告物を設置する場合は
屋外広告業登録業者に依頼しましょう。

- 県のウェブサイト
- 沖縄県広告美術協同組合
 浦添市牧港5-15-1 (2階) ☎098-943-6390



お問い合わせ先

北部土木事務所 維持管理班

名護市大南1-13-11 (北部合同庁舎)
☎0980-53-1787

中部土木事務所 維持管理班

沖縄市美原1-6-34 (中部合同庁舎)
☎098-894-6512

南部土木事務所 維持管理班

那覇市旭町116-37 (南部合同庁舎)
☎098-867-2941

宮古土木事務所 維持管理班

宮古島市平良字西里1125 (宮古合同庁舎)
☎0980-72-2769

八重山土木事務所 維持管理班

石垣市字真栄里438-1 (八重山合同庁舎)
☎0980-82-2942

浦添市都市建設部 美らまち推進課

浦添市安波茶1-1-1
☎098-876-1243

南城市土木建築部 都市建設課

南城市佐敷字新里1870
☎098-917-5350

※那覇市内の広告物については
那覇市都市計画課
☎098-951-3246